

平成24年度 第1回沖縄県公共工事入札契約適正化委員会 議事概要

意見・質問	回答
<p>Q 1 「石垣中継局直流電源装置蓄電池取替工事」の落札率が低いことについて、特別な理由があればお聞かせください。</p>	<p>A 1 本工事は、設置中の直流電源装置の蓄電池を撤去、搬出し、新しい蓄電池を搬入、据付、調整を行う工事であり、蓄電池そのものの価格について、請負業者側の評価価格が予定価格算定の基となる設計額と異なっていることが一番大きな要因であると考えています。</p>
<p>Q 2 「石垣中継局直流電源装置蓄電池取替工事」の予定価格の設定方法について、説明をお願いします。</p>	<p>A 2 蓄電池の価格は、土木建築部で定めている建設工事標準単価積算基準に基づき、物価資料の掲載価格を採用し、工事費等については、土木工事標準積算基準（電気通信編）に基づき、積算をしております。</p>
<p>Q 3 「石垣中継局直流電源装置蓄電池取替工事」において、最低制限価格を定めないのはどうしてですか。</p>	<p>A 3 本件では、工事の確実かつ円滑な実施にあたり、一定水準以上の技術力、事業執行力等が求められることから、総合評点を700点以上として入札参加資格を設定しています。入札の要件である一定水準を満たすことで、品質施工を確保できると判断し、最低制限価格を設定しておりません。</p>
<p>Q 4 「宜野湾浄化センター送風機棟電気設備工事E11」で総合評価方式を導入していますが、入札に参加した業者が1社となった理由を教えてください。</p>	<p>A 4 要件を満たす見込み対象業者は7社、その中から参加業者は2社、最終的に入札に参加した業者が1社となっています。監視制御装置機能増設など工事内容が特殊であることや、手持ち工事との関係で配置可能な技術者に限りがあることが要因として考えられます。</p>
<p>Q 5 「北部農林高校普通教室A棟増築工事（建築）」の評価調書で、入札金額では最も低い価格でも工事成績が0点で落札に至っていない業者があります。工事成績の評価基準を教えてください。</p>	<p>A 5 土木建築部での過去5年間の同一工種における工事成績の平均点が、65点未満である場合、又は実績がない場合は0点としています。 また、特定JVを評価する場合は、1社ごとではなく、代表者の工事成績を評価しています。</p>

また、JVの場合の工事成績は、1社ごとに判断するのでしょうか。

Q 6

総合評価方式の配点表について、時々見直しをされるのでしょうか。

Q 7

総合評価方式の評価点について、どういう体制で審議されているのか、またその結果は議会の承認を得る形になっているのでしょうか。

Q 8

総合評価方式の実施状況についてご説明をお願いします。

Q 9

追加工事の場合は請負比率によって契約するという法的根拠はあるのでしょうか。

Q 10

再発防止策として、業務監査という意味合いの改善策も含まれていると思いますが、業務管理（マネジメント的な管理）にも取り組まれるということによるのでしょうか。

A 6

国の方式、沖縄総合事務局の方式、それらを参考にしながら沖縄県の方式を積み上げております。毎年、沖縄総合事務局とタイアップしながら絶えず改善をする努力をしております。

A 7

「沖縄県土木建築部発注の建設工事に係る総合評価一般競争入札試行要領」において、総合評価方式を実施するに当たり、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないと規定されています。事前に配点、評価項目について沖縄総合事務局や大学の先生など学識経験者へご意見を伺い、了解をいただくというシステムになっています。また、一般的に、予定価格が5億円以上の工事の執行については、県議会承認となりますが、総合評価方式であることにより議会に諮るということではありません。

A 8

土木建築部では、平成23年度の実施目標150件に対し、実績は134件となっています。934件の発注工事のうち約14.3%を総合評価方式で発注しています。平成24年度は、649件の発注予定工事に対し、150件を目標に取り組んでいるところであります。

A 9

請負契約約款の中では、請負率を乗じるという条文はありません。内部規則として土木工事積算要領があり、その中で、原則追加工事の際の変更価格の設定については、請負比率を乗じるということを設定しております。

A 10

土木建築部の行う検査は、竣工が適正にできているかということが中心になります。業務管理の強化ということでは、組織体制の問題もありますので今後調整していきたいと思っております。

Q 1 1

今の時点で、識名トンネル問題については、どういう手順を踏んでいけば問題は起こらなかったということはわかっていますでしょうか。

A 1 1

協議が整わなかった場合には、建設工事紛争審査会にかけるべきであったということ、あと一つ、現場の体制が弱かったというのは否めないと思っています。